

JR東日本・信濃川発電所(千手・小千谷・小千谷第二発電所)の監督処分について

1.JR信濃川発電所の概要

○従前の許可内容

JR東日本・信濃川発電所(所在地:新潟県十日町市、小千谷市)
宮中取水ダムから最大317m³/sを取水。
三つの調整池に水を貯め、千手発電所・小千谷発電所・小千谷第二発電所で発電。

水利権の当初許可(新潟県知事):大正 9(1920)年3月31日
〃 更新許可(建設大臣):昭和60(1985)年7月 4日
・最大取水量を167m³/sから317m³/sへと増量(宮中第二取水口分150m³/s)
・取水制限流量(放流量) 7m³/sを決定(魚道から放流)



JR信濃川発電所 鳥瞰図

参考(○・・・JR東日本パンフレットより ◎・・・JR東日本ホームページより)
○JR信濃川発電所で発電した電力は、山手線や上越線(長岡～土樽間)の他、関東一円の電車運転用に供給されている。
◎JR東日本では年間約62.4億kwhを消費し、このうち約35.3億kwh(56.6%)の電力は自営の川崎火力発電所(約21.0億kwh(33.7%))、信濃川発電所(約14.3億kwh(22.9%))から供給している。
◎信濃川発電所の供給能力はJR東日本の自営電力の約4割をまかなっている。

【宮中取水ダムの概要】 所在地 : 新潟県十日町市 ダム型式 : コンクリート重力式ダム 高 さ : 16.351m 堤 長 : 330.8m 竣工年月 : 昭和13年11月	【千手発電所の概要】 所在地 : 新潟県十日町市 認可出力 : 120,000kw 有効落差 : 54m 最大使用水量: 250m ³ /s 運転開始 : 昭和14年11月
【小千谷発電所の概要】 所在地 : 新潟県小千谷市 認可出力 : 123,000kw 有効落差 : 48m 最大使用水量: 300m ³ /s 運転開始 : 昭和26年8月	【小千谷第二発電所の概要】 所在地 : 新潟県小千谷市 認可出力 : 206,000kw 有効落差 : 107m 最大使用水量: 220m ³ /s 運転開始 : 平成2年6月

2.主な経緯

- H19.1.3 2度にわたり、河川法の適正性に係る自主点検を求めたが、JR東日本は、適正である旨の虚偽報告。
- H20. 8 上限リミッターの可能性を指摘。
- H20. 9. 5 JR東日本が上限リミッター設置を認めたため、早期解除と解除までは取水量の10%減量等を指示。
- H20. 9.22 JR東日本が下限リミッター設置を報告したため、早期解除と解除までは維持流量の10%増量等を指示。
- H20. 9.29 総点検報告を求める。
- H20.11. 7 総点検報告により無許可工作物などさらなる不適切事案が判明。
- H20.11.17 再報告を求める。
- H20.11.19 整備局が11/8、10、14に放流量を実測したところ、所定の放流量より最大で4割(約10m³/s)少ないことが判明したため、追加報告を求める。
- H20.11.28 再報告により常時理論水力への影響等が判明。
- H20.12.19 追加報告で、ゲート整備不良の概要が明らかになる。
- H21. 2.13 監督処分手続きを開始。
- H21. 2.25 新潟県知事からH21.2.25付回答を受理(河川法36条に基づく意見聴取)
- H21. 2.27 聴聞(行政手続法)
- H21. 3. 6 経済産業大臣からH21.3.2付回答を受理(河川法35条に基づく協議)
- H21. 3.10 監督処分

3.監督処分の内容(H21.3.10)

【処分内容】

- 河川法第23条許可(流水の占用):取消し。
- 河川法第24条許可(土地の占用):次により、新たに許可を取得し、又は工作物を除却若しくは譲渡するまでの間に限り、効力を有する。なお、その間、当該工作物を共用して取水する他の水利使用に支障を与えてはならない。
 - ・新たに流水の占用を行おうとする場合は、本処分の日から一年以内に、許可を受けずに新築又は改築した工作物等を是正し、再発防止策を構築した上で、河川法第23条の申請を行うこと。
 - ・新たに流水の占用を行おうとしない場合は、当該工作物を共用して取水する他の水利使用に支障を与えないための方策について関係者と協議し、河川管理者の許可又は承認を得た上で、すみやかにすべての工作物を除却又は譲渡すること。
- 本件の経緯・内容につき、新潟県、治川自治体及び関係河川使用者に説明し、その結果を報告すること。

【処分理由】

河川法第23条、第26条等の違反。

4.河川法違反等の内容

- 【河 川 法 違 反】
 - ・取水量の上限リミッター設置による超過取水(23条違反)
(H14年からH20年の7年間で約3.1億m³。)
 - ・取水制限流量の下限リミッター設置による放流量不足(23条違反)
(H10年からH20年の11年間で約23万m³)
 - ・工作物新築等に係る手続き遺漏(26条・55条違反)等(175件)
- 【許可条件違反】
 - ・上下限リミッター設置による報告データの改ざん
 - ・工作物新築等に係る手続き遺漏(角落とし設置による落差の嵩上げを含む)(75件)
- 【覚 書 違 反】
 - ・ゲート整備不良放置による試験放流量不足(H19年からH20年で約1,700万m³)
 - ・試験放流量の下限リミッター設置による試験放流量の不足(H13年からH20年の8年間で約17万m³)
- 【その他の悪質性】
 - ・点検要請に虚偽の報告(H19)
 - ・取水量に上限リミッター設置(H2、H12、H13)
 - ・取水制限流量に下限リミッター設置(H3、H9、H18)
 - ・10号ゲートの点検結果を放置(H19、H20)
 - ・信濃川中流域水環境改善検討協議会を設置し水環境改善に取り組んでいた期間も違反行為を継続(H11～H20)
 - ・違反事実の発覚までの不透明な対応(立入調査で初めて違反事実を認める)



取水制限流量表示装置



角落とし設置による嵩上げ



放流ゲートの不具合放置による放流量不足